

令和4年第1回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年3月8日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和4年3月23日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	谷口裕子
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	郷田貴啓
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
政策調整課長	丸山英明	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	協働推進課長	萩尾勝昭
会計管理者兼 税務課長兼会計室長	前田武博	教育委員会事務局教育次長	中島孝
環境衛生課長	小松朋雄		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野昌文	書記	山口哲生
議会事務局係長	丸山順子		

10. 議事日程

- 日程第1 議案第21号 令和4年度広川町一般会計予算について
- 日程第2 議案第22号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第3 議案第23号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第4 議案第24号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計予算について
- 日程第5 議案第25号 令和4年度広川町水道事業会計予算について
- 日程第6 議案第26号 令和4年度広川町下水道事業会計予算について
- 日程第7 議案第27号 広川町新庁舎執務室家具購入（机・キャビネット）に係る契約の締結について
- 日程第8 議案第28号 広川町新庁舎執務室家具購入（事務椅子）に係る契約の締結について
- 日程第9 議案第29号 令和3年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第4号のとおりであります。

日程第1 議案第21号

○議長（野村泰也）

日程第1．議案第21号 令和4年度広川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について一般会計予算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。一般会計予算審査特別委員会委員長、水落龍彦君。

○一般会計予算審査特別委員会委員長（水落龍彦）

一般会計予算審査特別委員会の審査結果について御報告申し上げます。

議案第21号 令和4年度広川町一般会計予算については、去る3月14日の本議会において、一般会計予算審査特別委員会に付託されましたので、特別委員会に常任委員会所管ごとの分科会を設置し、3月15日から22日までの5日間、関係職員の説明を求めて慎重に審査が行われました。

3月22日に特別委員会を開催し、分科会の審査結果の報告を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされたので、報告します。

- 1、総合計画に基づく、各種事業のPDCAサイクルを確実に実行されたい。
 - 2、将来の財政需要に対応できるような諸策を検討しながら、財源確保に努められたい。
- また、滞納を含む税等の徴収に努められたい。
- 3、子育て支援の充実のために、関連する各課の密接な業務連携に努められたい。
 - 4、健康寿命の延伸のために、健康づくり並びに疾病予防及び早期治療を全世代にわたり推進されたい。
 - 5、町民の防災意識の向上を図り、新庁舎の防災拠点施設を中心とした自然災害に強いまちづくりを進められたい。
 - 6、公共施設等について、個別計画に基づいた適切な整備及び長寿命化等を実行されたい。
 - 7、必要人員の確保、人材育成に努めるとともに、デジタル技術等の活用による効率的な行政運営の充実に努められたい。
 - 8、コロナ感染の影響により多くの事業等が未実施となっているが、今後の事業の費用対効果等を含め再検討されたい。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

おはようございます。議案第21号 令和4年度広川町一般会計予算について反対討論を行います。

一般会計予算の中には、賛成すべき内容がたくさんございます。例えば、町が重点課題と捉えているコロナ感染防止対策など、まだまだ予断を許さない感染状況の中、ワクチン接種、PCR検査、抗原検査などの検査体制など、感染予防の対策は強く求められると考えます。

また、新庁舎建設についても、建物の外観が見えてきた今、町民の方も楽しみにしてあることと思います。

一方、政府はマイナンバーカードを本年度中に100%を目指すとして推進しています。その本質は、国民の財産など、あらゆる情報を監視するものであり、国民の利益とは相反するものと考えます。情報漏えい問題も懸念されます。町の業務の簡素化にもなっていません。社会的対応が進んでいない中、町としても、しゃにむに推進は行わないことと同時に、義務のない記入を行わせないことなど、法に基づく厳格な運用を求めるものです。

次に、子育て支援についてですが、コロナ禍の中、婚姻率や出生率も下がっているといえます。子育てには多くのお金がかかることもその原因です。町は子ども医療費や学校教育の充実など様々な子育て支援を行っていますが、町の活性化のためにも、さらなる子育て支援の充実を求めます。

コロナ禍で中断しておりますが、保護者の方との懇談やシール投票などのアンケートの結果の中で、最も要望が多いのは給食費の補助です。衣食住は親の責任という町長のお考えも聞いておりますが、予算的に厳しいとしても、第3子は半額とか、全体で減額するとか、出費の多い4月は減額にするなど、対策を求めるものです。

また、町は依然として同和対策費として補助金事業を行っています。差別意識が残っているからといいますが、この補助金事業が差別意識の解消にどのように役立っているのでしょうか。逆に補助金を出すことが差別意識を残すことになっていないでしょうか。同和に関する補助金を特定団体に投げ渡すことは、同和問題の真の解決に逆行するものです。

また、同和地区とありますが、広川町に同和地区は存在しません。人権・同和という用語も納得できません。

同和地区、同和関係者を対象とする特別対策は2002年3月で終了しています。特別対策を続けていくことは差別解消に必ずしも有効ではないとし、その後の同和問題への対応は、一般対策の中で必要とされる施策を適宜適切に実施することとの総務大臣の談話もございます。その後、2016年、部落差別の解消の推進に関する法律が定められましたが、この法律で求められているのは3つです。1つ目、相談体制の充実、2つ目、教育及び啓発、3つ目、部落差別の実態に係る調査です。

さらに、附帯決議がございまして、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。さらに、教育、啓発についても、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮することとあります。

同和に関する補助金を特定団体に投げ渡すことはやめるべきです。全ての人の人権が尊重される広川町実現のために、町民誰もが納得する施策を求めます。

よって、令和4年度一般会計予算に反対いたします。

○議長（野村泰也）

ほかに討論はありませんか。7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

私は令和4年度一般会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回提案されました一般会計予算案、総額9,532,403千円につきましては、予算審査特別

委員会に付託されまして、3月15日よりそれぞれの分科会において慎重な審議をしました予算であり、分科会におきましては、各課から決算の意見書に対する対応、改善状況、重点施策等の報告や予算説明等を受け、質問や意見を述べながら審査を重ねてまいりました。

分科会で出された意見等については、執行部として十分御理解されておられると思います。

予算編成に当たっては、昨年度の附帯決議等に基づき、十分に考慮されている予算だと思っております。

また、人権・同和関係につきましては、現在でも全国で差別事象が発生しております。平成28年に制定された部落差別の解消の推進に関する法律では、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することが目的とされております。この法律に基づきまして、行政におきましては積極的に差別の解消に取り組まれているところでございます。差別のない社会の実現に向け、推進を図っていかねばならないと思っております。

以上のことから、私は賛成の討論とするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

私は賛成の討論をさせていただきます。

まず、指摘があった事項についての考えを述べさせていただきます。

マイナンバーカードの不正な活用については、これは国の動向を我々がよく監視しないといけないと思います。ですから、国政等選挙において、そういうふうな真つ当な行政を行う政党に政治を執らせるということが大切ななと思います。

それと、給食費の補助については私も賛成なんですけれども、これは前から町長が政治理念というふうにおっしゃっています。この切り口では、ちょっとその政治理念はどうかなと思います。政治理念というのはほかにも関係していて、いいこともあるんだろうということですから、給食費についてはそうなんですけれども、仕方がないかなと思います。

それと、同和問題について、私は一言申し上げたいんです。この同和問題、確かに特措法とかが平成14年に終わって、法律的にはもう補助等要らないような環境になっていますけれども、地域ごとの特性に応じた対応をするというのは今後も必要だと思います。今回の予算措置の一つ一つを見ても、いわゆる同和利権というようなものに該当するような細部項目は私はなかったというふうに思います。それと、例えば、人権・同和対策諸費の中で駐車場の舗装工事というのがあって、ちょっと金額が飛び抜けていたんですけれども、私、担当課によく聞いたんですけれども、これはほかの区民をも対象とした施策ということで、理解できる内容であったと思います。実際、この駐車場を見ていただくと分かりますけれども、ああなるほどと、ここはやっぱり舗装しないとイケないなというような場所であります。

そういうこともありますけれども、そのほかにも、いろんな契約、委託事業とかにおいて、本当にそれが効果的なのかと、もっともっと削る必要があるんじゃないかというものがいろいろあったんですけれども、町議としていろいろ勉強したけれども、その代替案を出すことができなかったということに加えて、江藤議員も言われたように、コロナ対策、これについてはしっかりと継続した事業を推進してもらいたいことと、私の場合は何とんでも人口ビジョン、これを達成するための事業を、PDCAを少しずつ繰り返しながらでもしっかりと推進していただきたいという期待感を込めれば、今回の予算案に対して反対を選ぶという選

択肢はないのかなというふうに思っていますので、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村泰也）

これをもって討論を終結いたします。

これから議案第21号 令和4年度広川町一般会計予算についてを採決いたします。

討論がありますので、この採決は起立によって行います。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。一般会計予算審査特別委員長から報告がありました議案第21号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は一般会計予算審査特別委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

日程第2 議案第22号

○議長（野村泰也）

日程第2. 議案第22号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、丸山修二君。

○厚生文教常任委員会委員長（丸山修二）

厚生文教常任委員会に付託されました議案第22号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計予算についての審査結果について御報告申し上げます。

去る3月14日の本会議において付託されましたので、3月16日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされましたので、報告をいたします。

1、医療費の縮減のため、加入者の意識向上を推進されたい。

2、税制改正の周知の徹底を図られたい。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第22号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第22号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

日程第3 議案第23号

○議長（野村泰也）

日程第3. 議案第23号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、丸山修二君。

○厚生文教常任委員会委員長（丸山修二）

厚生文教常任委員会に付託されました議案第23号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計予算についての審査結果について御報告申し上げます。

去る3月14日の本会議において付託されましたので、3月16日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第23号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第24号

○議長（野村泰也）

日程第4．議案第24号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計予算についてを議題といたします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。総務産業常任委員長、光益良洋君。

○総務産業常任委員会委員長（光益良洋）

総務産業常任委員会に付託されました議案第24号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計予算についての審査結果について御報告申し上げます。

去る3月14日の本会議において付託されましたので、3月16日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第24号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第25号

○議長（野村泰也）

日程第5．議案第25号 令和4年度広川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、丸山修二君。

○厚生文教常任委員会委員長（丸山修二）

厚生文教常任委員会に付託されました議案第25号 令和4年度広川町水道事業会計予算についての審査結果について御報告申し上げます。

去る3月14日の本会議において付託されましたので、3月15日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされましたので、報告します。

- 1、使用料金の滞納徴収に努力されたい。
 - 2、水道事業の健全経営の持続に向け、計画的な事業推進を図られたい。
- 以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第25号 令和4年度広川町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第25号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

日程第6 議案第26号

○議長（野村泰也）

日程第6 議案第26号 令和4年度広川町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、丸山修二君。

○厚生文教常任委員会委員長（丸山修二）

厚生文教常任委員会に付託されました議案第26号 令和4年度広川町下水道事業会計予算についての審査結果について御報告申し上げます。

去る3月14日の本会議において付託されましたので、3月15日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされましたので、報告をいたします。

- 1、受益者負担金及び使用料の滞納発生の予防に努められたい。
- 2、供用区域内未加入者の加入促進に努められたい。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

これは繰入金が相当問題になって、担当課長も相当苦慮されている状況なんですが、この繰入金のことについての議論とかあったかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

厚生文教常任委員長、丸山修二君。

○厚生文教常任委員会委員長（丸山修二）

繰入金につきましては説明は受けましたけれども、やはり必要な部分は繰入れをやっているかなければならないというふうなことで、分科会としては承認しております。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第26号 令和4年度広川町下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第26号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

日程第7 議案第27号

○議長（野村泰也）

日程第7. 議案第27号 広川町新庁舎執務室家具購入（机・キャビネット）に係る契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。

議案第27号

広川町新庁舎執務室家具購入（机・キャビネット）に係る契約の締結について

広川町新庁舎執務室家具購入（机・キャビネット）について、次のように契約を締結するものとする。

令和4年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 広川町新庁舎執務室家具購入（机・キャビネット）
- 2 契約額 2,684万円
- 3 契約の相手方 福岡県朝倉市甘木187番地の2
株式会社カジワラ商事
代表取締役 梶原 教義

提案理由

広川町新庁舎執務室家具購入（机・キャビネット）のため、条件付一般競争入札により契約者を定めたが、その者と物品購入契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広川町条例第19号）第3条の規定に基づき町議会の議決を求める。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

議案第27号 広川町新庁舎執務室家具購入（机・キャビネット）に係る契約の締結について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第28号

○議長（野村泰也）

日程第8．議案第28号 広川町新庁舎執務室家具購入（事務椅子）に係る契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第28号

広川町新庁舎執務室家具購入（事務椅子）に係る契約の締結について

広川町新庁舎執務室家具購入（事務椅子）について、次のように契約を締結するものとする。

令和4年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 広川町新庁舎執務室家具購入（事務椅子）
- 2 契約額 859万1,000円
- 3 契約の相手方 福岡県柳川市糺屋町62番地
丸善産業株式会社
代表取締役 江崎 善隆

提案理由

広川町新庁舎執務室家具購入（事務椅子）のため、条件付一般競争入札により契約者を定めたが、その者と物品購入契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広川町条例第19条）第3条の規定に基づき町議会の議決を求める。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

議案第28号 広川町新庁舎執務室家具購入（事務椅子）に係る契約の締結について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第29号

○議長（野村泰也）

日程第9. 議案第29号 令和3年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第29号 令和3年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第5号）について御説明申

上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に1,200千円を追加し、予算総額を48,050千円とするものです。

第2条 地方債の補正につきましては、予算書4ページに記載のとおり、1、県営防災ダム整備事業負担金の変更をお願いするものです。

2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

7款1項. 町債は、農林水産業債1,200千円を増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は、町債の増額に伴う財源組替えを実施し、10款1項. 予備費を1,200千円増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

議案第29号 令和3年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第5号）について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第10 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（野村泰也）

日程第10. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第1回広川町議会定例会を閉会いたします。

午前10時8分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長 野 村 泰 也

3 番 議 員 竹 下 英 治

9 番 議 員 池 尻 浩 一